

市長行政報告

(令和6年第2回多摩市議会定例会)

報告事項が 2 件ございます。

第 1 件目として、4 月及び 5 月に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます

はじめに、4 月 24 日に開催された令和 6 年度第 1 回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項 1 件について報告いたします。

総務局から「多摩地域の防災拠点の機能強化 外 1 件」について説明がありました。

主な内容は、多摩地域の防災拠点について、災害対応力を高めるための検討を実施することとし、令和6年度は、多摩地域の防災拠点となる立川地域防災センター及び多摩広域防災倉庫について、機能強化に向けた検討を行うとともに、基本構想を策定するというものです。背景として、令和4年5月に公表した東京都の被害想定により、首都直下地震が発生した場合の被害の様相があらためて明らかとなったほか、大規模風水害、複合災害等の自然災害の懸念も高まっている状況のもと、災害応急対策に係る外部環境が大きく変化しており、あらゆる

災害から都民の命を守るために、対策の強化が急務となっていることが挙げられます。

続いて議案審議事項として、3件の審議が行われ、主な2件について報告いたします。

議案第1号の「全国市長会要望事項（令和7年度要望）の提出」については、東京都市区長会として提出する115件の要望事項について審議・決定されました。

議案第2号の「各種審議会委員等の推せん」については、全国市長会委員、全国市長会関東支部委員等の推薦につい

て承認されました。

なお、私は引き続き全国市長会評議員に推薦されることになりました。

次に報告事項ですが、「令和6年能登半島地震に係る東京都市長会の対応」

「会長専決処分」、「令和6年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告」、「令和5年度市町村共同事業助成事業の実績報告」「令和5年度多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業の実績報告」のほか、東京市町村自治調査会から「令和5年度調査研究報告書」について報告され、了承されました。

続きまして、5月24日に開催された令和6年度第2回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項1件について報告いたします。

政策企画局から「東京グリーンビズ」について説明がありました。

近年の激甚化する自然災害、生物多様性など緑を取り巻く状況の変化に伴い、都市における緑はますます重要となっており、昨年7月、100年先を見据え、東京の緑を様々な主体と協働して価値を高め、継承していく「東京グリーンビズ」を始動したとのことです。そして、

これまでの「緑の取組」に有識者や若者等から幅広く意見を聴取することで、

「緑の取組」をバージョンアップし、地域に根付いた緑や豊かな自然等を「まもる」、みんなで一緒に緑を「育てる」、緑の持つ多様な機能を「活かす」を進めていくというものです。

「まもる」取組としては、生産緑地や屋敷林など地域に根付いた緑や、豊かな自然を有する地域等をまもるため、市による買取りへの支援や、保全地域の指定拡大や様々な主体と連携した管理を実施すること。「育てる」取組としては、緑を育て、緑に親しむ機会を創出するた

め、公園や街路樹を整備するとともに、イベント等も含めた緑に関する情報を一体的に発信すること。「活かす」取組としては、緑の持つ多様な機能を活かすため、グリーンインフラの導入に向けたハード・ソフトの取組への支援拡充や、森林環境譲与税を活用した広域的な取組の推進などの説明がありました。

続いて議案審議事項３件について報告いたします。

議案第１号の「令和５年度東京都市長会事業報告」及び議案第２号の「令和５年度東京都市長会一般会計歳入歳出決

算」については、主な会議開催、関係機関への要望関係、政策提言等の事業並びに決算状況について報告があり、いずれも承認されました。

議案第３号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、について報告され、了承されました。

第２件目として、「一般競争入札参加事業者による損害賠償請求訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件は、総合評価落札方式による条件付一般競争入札に参加し、落札できなかった入札参加事業者が、本市に対し、入札参加資格確認申請後の配置予定技術者の変更を認めなかった対応等が違法である旨主張し、国家賠償法１条１項に基づき、損害賠償として１８７０万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものです。

本件訴訟は、令和３年６月２２日付けで東京地方裁判所立川支部に提起され、令和６年３月１３日に、第一審の判決が言い渡されましたので、ご報告します。

第一審判決は、本市に、配置予定技術

者の変更を認めなかったことの違法性、原告を契約の相手方にしなかったことの違法性はいずれも認められず、また、裁量権の逸脱又は濫用があるともいえないことから、国家賠償法上の違法性は認められないとして、原告の請求を棄却しました。

なお、本件につきましては、相手方から控訴が提起されていますので、引き続き、適切に対応して参ります。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(令和6年第2回多摩市議会定例会)